

## デビットサービス規定（抜粋）

以下の条項を一部追加・変更・削除いたします [下線部を追加・変更・削除]

改定前	改定後
<p>第 20 条（デビットショッピングの利用）</p> <p>1.お客さまは、JCB カードの取扱加盟店（以下「加盟店」といいます。）にカードを提示し、または非接触 IC カード等を所定の機器にかざし、加盟店の指示に従って、所定の売上票に署名を行うこと、加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力すること、または、署名と暗証番号の入力の両方を行うことにより、第 22 条第 1 項の要件が満たされた場合に、商品・権利の購入、役務の提供等を受けることができます（以下「デビットショッピング利用」といいます。）。また、売上票への署名または加盟店に設置されている端末機への暗証番号の入力等にかえて、所定の手続きを行うことにより、または売上票への署名や端末機への暗証番号の入力を省略して、デビットショッピング利用ができることがあります。ただし、加盟店のうち、当社または JCB が定める一部の加盟店では、デビットショッピング利用ができない、または一定の制限がかかります。</p> <p>2.通信販売や自動精算機等による非対面取引きその他当社または JCB が特に認めた取引きについては、お客さまはカード情報をオンライン上で送信する方法により、または当該方法に加えてカード裏面に印字された番号（以下「セキュリティコード」といいます。）もしくは <u>J/Secure (TM) パスワード（「MyJCB 利用者規定（セブン銀</u></p>	<p>第 20 条（デビットショッピングの利用）</p> <p>1.お客さまは、JCB カードの取扱加盟店（以下「加盟店」といいます。）にカードを提示し、または非接触 IC カード等を所定の機器にかざし、加盟店の指示に従って、所定の売上票に署名を行うこと、加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力すること、または、署名と暗証番号の入力の両方を行うことにより、第 22 条第 1 項の要件が満たされた場合に、商品・権利の購入、役務の提供等を受けることができます（以下「デビットショッピング利用」といいます。）。また、売上票への署名または加盟店に設置されている端末機への暗証番号の入力等にかえて、所定の手続きを行うことにより、または売上票への署名や端末機への暗証番号の入力を省略して、デビットショッピング利用ができることがあります。ただし、加盟店のうち、当社または JCB が定める一部の加盟店では、デビットショッピング利用ができない、または一定の制限がかかります。</p> <p>2.通信販売や自動精算機等による非対面取引きその他当社または JCB が特に認めた取引きについては、お客さまはカード情報をオンライン上で送信する方法により、または当該方法に加えてカード裏面に印字された番号（以下「セキュリティコード」といいます。）<u>もしくは J/Secure(TM)利用者規定（セブン銀行用）に定めるパスワード</u></p>

行用)」第5条第1項に定める意味を有するものとします。)を送信する方法により、カードの提示、売上票への署名等を省略することができます。

3.当社または JCB が特に認めた海外のホテル・レンタカー等の加盟店における取引については、予めお客さまが加盟店との間で合意している場合には、お客さまは、デビットショッピング利用代金の一部についてのみ、加盟店に対してカードの提示、売上票への署名等を行い、残額（署名等を行った後に利用が判明した代金を含みます。）についてはカードの提示、売上票への署名等を省略することができます。

4.通信料金等当社または JCB 所定の継続的役務については、お客さまがカード情報を事前に加盟店に登録する方法により、当該役務の提供を継続的に受けることができます（この場合の加盟店を「登録型加盟店」といいます。）。お客さまは、登録型加盟店に登録したカード情報に変更があった場合および本サービスの解約等に至った場合、登録型加盟店に当該変更または解約等を通知するものとします。なお、お客さまは、当社または JCB がお客さまに代わって当該変更または解約等の情報を登録型加盟店に対し通知する場合がありますことを予め承認するものとします。また、お客さまは、解約等の通知がなされた後であっても、当該登録型加盟店におけるデビットショッピング利用について第28条第1項および第3項に従い、支払義務を負うものとします。また、お客さまの預金口座の残高不足等により第22条第2項に基づくデビット取引が当社所定の回数を連続して

ドを送信する方法により、カードの提示、売上票への署名等を省略することができます。

3.当社または JCB が特に認めた海外のホテル・レンタカー等の加盟店における取引については、予めお客さまが加盟店との間で合意している場合には、お客さまは、デビットショッピング利用代金の一部についてのみ、加盟店に対してカードの提示、売上票への署名等を行い、残額（署名等を行った後に利用が判明した代金を含みます。）についてはカードの提示、売上票への署名等を省略することができます。

4.通信料金等当社または JCB 所定の継続的役務については、お客さまがカード情報を事前に加盟店に登録する方法により、当該役務の提供を継続的に受けることができます（この場合の加盟店を「登録型加盟店」といいます。）。お客さまは、登録型加盟店に登録したカード情報に変更があった場合および本サービスの解約等に至った場合、登録型加盟店に当該変更または解約等を通知するものとします。なお、お客さまは、当社または JCB がお客さまに代わって当該変更または解約等の情報を登録型加盟店に対し通知する場合がありますことを予め承認するものとします。また、お客さまは、解約等の通知がなされた後であっても、当該登録型加盟店におけるデビットショッピング利用について第28条第1項および第3項に従い、支払義務を負うものとします。また、お客さまの預金口座の残高不足等により第22条第2項に基づくデビット取引が当社所定の回数を連続して成立しなかった場合、当社または JCB は、お客さまに対して通知す

成立しなかった場合、当社またはJCBは、お客さまに対して通知することなく、登録型加盟店に対し、お客さまが登録したデビット番号等の登録解除を求め、当該求めに応じて登録型加盟店がデビット番号等の登録を解除する場合があることをお客さまは予め承認するものとします。

5.お客さまのデビットショッピング利用に際しては、加盟店が当該利用につきJCBを通じて当社に対して照会を行うことにより当社の承認を得る必要があります。ただし、利用金額、購入する商品・権利および提供を受ける役務の種類によってはこの限りではありません。

6.デビットショッピング利用のためにカード（カード情報を含みます。以下本項において同じ。）が加盟店に提示または通知された際、カードの第三者による不正利用を防止する目的のために、当社は以下の対応をとる場合があります。

(1) 当社は、事前または事後に、電話等の方法により直接または当該加盟店を通じてお客さま本人の利用であることを確認すること

(2) 当社が当該加盟店より依頼を受けた場合、当社においてお客さまのおなまえ・住所・電話番号・デビット番号等により、お客さまが当該加盟店に届出した情報とお客さまが当社に届出した情報を照合し、一致の有無を当該加盟店に対して回答すること

(3) カードの第三者による不正利用の可能性があると当社が判断した場合、お客さまへの事前通知なしにカードの利用を保留またはおことわりすること

ることなく、登録型加盟店に対し、お客さまが登録したデビット番号等の登録解除を求め、当該求めに応じて登録型加盟店がデビット番号等の登録を解除する場合があることをお客さまは予め承認するものとします。

5.お客さまのデビットショッピング利用に際しては、加盟店が当該利用につきJCBを通じて当社に対して照会を行うことにより当社の承認を得る必要があります。ただし、利用金額、購入する商品・権利および提供を受ける役務の種類によってはこの限りではありません。

6.デビットショッピング利用のためにカード（カード情報を含みます。以下本項において同じ。）が加盟店に提示または通知された際、カードの第三者による不正利用を防止する目的のために、当社は以下の対応をとる場合があります。

(1) 当社は、事前または事後に、電話等の方法により直接または当該加盟店を通じてお客さま本人の利用であることを確認すること

(2) 当社が当該加盟店より依頼を受けた場合、当社においてお客さまのおなまえ・住所・電話番号・デビット番号等により、お客さまが当該加盟店に届出した情報とお客さまが当社に届出した情報を照合し、一致の有無を当該加盟店に対して回答すること

(3) カードの第三者による不正利用の可能性があると当社が判断した場合、お客さまへの事前通知なしにカードの利用を保留またはおことわりすること

(4) デビットショッピング利用に際して、お客さまがセキュリティ

(4) デビットショッピング利用に際して、お客さまがセキュリティコードまたは J/Secure (TM) パスワード を複数回連続して誤った場合、お客さまへの事前通知なしにカードの利用を一定期間制限すること

コードまたは J/Secure(TM)利用者規定 (セブン銀行用) に定めるパスワード を複数回連続して誤った場合、お客さまへの事前通知なしにカードの利用を一定期間制限すること